

訪問介護及び横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス利用料金表

ご利用料金とは介護保険で定められた単位数単価によってまいります。
単位数とは、介護サービスに対する点数で横浜市の場合 1 単位=11.12円になります。

訪問介護（1 回につき）

項目		サービス 1 回当たりの料金				
		所要時間及び内容	単位数	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3割負担
① 基本 額	身体介護が中心である 場合	20分未満	179	199円	398円	597円
		20分以上30分未満	268	298円	596円	894円
		30分以上1時間未満	426	474円	948円	1422円
		1時間以上30分未満	624	694円	1388円	2082円
		所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに	90	100円	200円	300円
	生活援助が中心である 場合	20分以上45分未満	197	219円	438円	657円
		45分以上一律の設定です	242	270円	539円	808円
		身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合(25分を増すごとに) 201単位を限度とする	72	80円	160円	240円
② 加 算	初回加算 (1月につき)	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合	200	223円	478円	668円
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数×25%			
	緊急時訪問介護加算 (1回につき)	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合(介護支援専門員がその必要性を認める必要があります)	100	112円	223円	334円
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (1月につき)	訪問リハ通所リハの医師/PT/OT/ATの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	100	112円	223円	334円
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき)	訪問リハ通所リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	200	223円	445円	668円
	2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%			
特定事業所加算 (Ⅱ)		基本サービスに10%加算した単位と金額 (上記記載)				
介護職員処遇改善加算 新加算 (Ⅱ) イ (1月につき)		介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×24.9%<1単位未満の端数四捨五入>				

横浜市訪問介護相当サービス料金表（1 月につき）

サービス内容	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型独自サービスⅠ	1,176	13,077円	1,308円	2,616円	3,924円
訪問型独自サービスⅡ	2,349	26,120円	2,612円	5,224円	7,836円
訪問型独自サービスⅢ	3,727	41,444円	4,145円	8,289円	12,434円
初回加算	200	2,224円	223円	445円	668円
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 訪問リハ通所リハの医師/PT/OT/ATの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	単位数 100	112円	223円	334円	
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 訪問リハ通所リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	単位数 200	223円	445円	668円	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ（1 月につき）	介護報酬総単位数(基本サービス費＋各種加算減算)×24.9%＜1 単位未満の端数四捨五入＞				

横浜市訪問型生活援助サービス料金（1 月につき）

サービス内容	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
生活援助サービスⅠ	1,058	11,764円	1,177円	2,338円	3,530円
生活援助サービスⅡ	2,114	23,507円	2,351円	4,675円	7,053円
生活援助サービスⅢ	3,354	37,296円	3,730円	7,415円	11,189円
初回加算	200	2,242円	223円	445円	668円

横浜市訪問型生活援助サービスご利用の方は介護職員処遇改善加算 新加算(Ⅱ)加算されません